

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第11回）

日 時：令和2年4月8日（水）15:00～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

(1) 感染者の発生状況について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 緊急事態宣言を受けた対応について

資料2

② 国の緊急経済対策について

資料3

③ 県・熊本市合同の専門家会議について

資料4

④ 県立学校等の臨時休業・再開について

資料5

⑤ 県内市町村の取組みについて

資料6

(3) その他

資料7

令和2年（2020年）4月8日

新型コロナウイルス感染者の発生状況について

1 全 体 ※4月7日時点

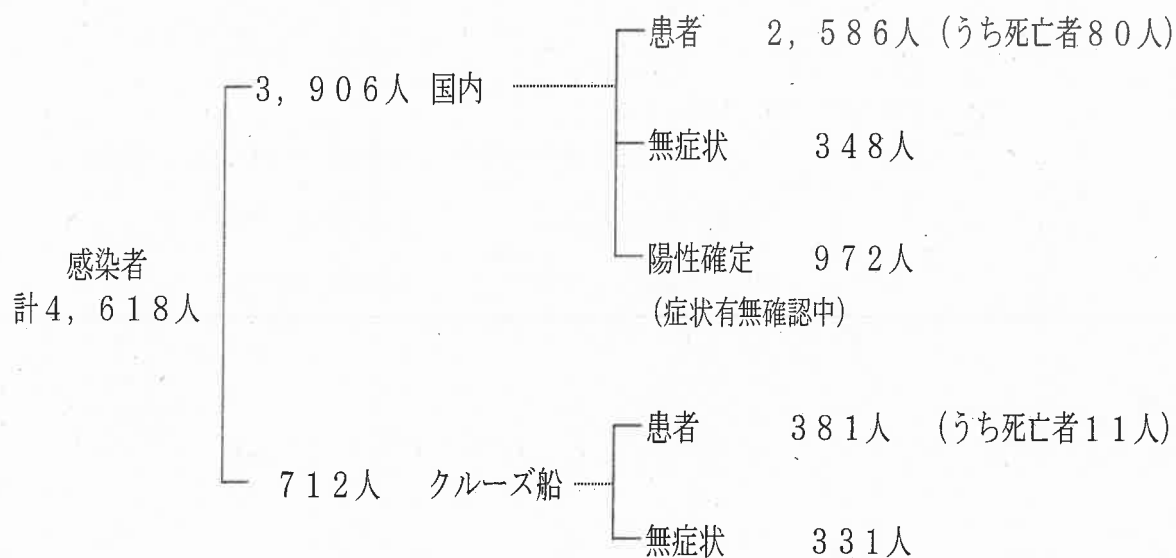
国・地域の数：中国、米国、スペイン、イタリア、ドイツ など 201 の国と地域

感染者数：1,315,344人

死亡者数：73,648人

(イタリア:16,523人、スペイン:13,055人、米国:10,781人、フランス:8,911人、英国:5,373人)

2 日 本 ※4月7日時点



3 熊本県 ※4月8日時点

感染者 22人	19人	患者	1人 御船保健所管内	3例目 (2/22)
			2人 阿蘇保健所管内	19例目 (4/5)
			16人 熊本市内	22例目 (4/8)
				1例目 (2/21) ※3/24退院済
				2例目 (2/21)
				4例目 (2/24)
				5例目 (2/25) ※3/20退院済
				7例目 (3/19)
				8例目 (3/25)
				9、10例目 (3/27)
				11例目 (3/28)
				12例目 (3/29)
				13例目 (3/30)
				15例目 (4/1)
				16、17、18例目 (4/3)
				21例目 (4/7)
		無症状病原体保有者		
	3人	——	1人 有明保健所管内	6例目 (3/4) ※3/7退院済
			1人 熊本市内	14例目 (3/30)
			1人 阿蘇保健所管内	20例目 (4/6)

令和2年(2020年)4月8日

新型コロナウイルス感染者の状況及び検査件数について

1 感染者の状況(4月8日午前11時現在 医療機関から報告)

○御船保健所管内 60代の男性(県内3例目)

3月24日 人工呼吸器を離脱し、その後は酸素投与

3月25日 急激に呼吸障害が悪化。重篤化。

発熱:あり

病状は重症

○阿蘇保健所管内 50代の女性(県内19例目)

体温37.8度、咳あり、咽頭痛なし、全身倦怠感あり、鼻水あり、呼吸器症状なし、食欲半分程度、酸素投与中。

病状は中等症

○阿蘇保健所管内 70代の女性(県内20例目)

体温36.8度、食欲あり。

病状は無症状

4月4日から、症状の重症度については、次のように変更されています。

- ・無症状
- ・軽症者:症状はあるが、中等症及び重症に該当しない患者
- ・中等症:持続可能な酸素投与又は入院治療が必要な合併症を有する患者
- ・重症者:集中治療室(ICU)等の管理又は人工呼吸器管理が必要な患者

2 検査件数(医師からの発生届等に基づく検査件数)

		4月7日の検査件数		4月7日までの合計			
		県検査分	熊本市検査分	県検査分	熊本市検査分		
検査件数		94	39	55	1,555	493	1,062
結果	陽性	2	1	1	22 (1%)	4	18
	陰性	92	38	54	1,533 (99%)	489	1,044

※熊本市からの依頼により県で実施した検査件数46件(4月7日時点)を含む。

【裏面あり】

その他（県独自検査）

- ・ 県内 6 例目（熊本県 2 例目）の関係検査件数：185 人実施（3 月 5 日～9 日）。
すべて陰性
- ・ 県内 8～10 例目（熊本市 6～8 例目）の関係検査件数：44 人実施（4 月 7 日時点）。
すべて陰性
- ・ 県内 12 例目（熊本市 10 例目）の関係検査件数：5 人実施（4 月 7 日時点）。
すべて陰性
- ・ 熊本市からの依頼により実施した検査件数：46 人実施（4 月 7 日時点）。
すべて陰性
- ・ 県内 19 例目（熊本市を除くと 3 例目）の関係検査件数：30 人実施（4 月 7 日時点）。
すべて陰性

令和2年(2020年)4月7日

新型コロナウイルス感染症について

1 感染者の状況について(4月7日 11時現在)

※3例目は4月6日夜退院、保健所が今後4週間の経過観察を行う。

・無症状

2例目・5例目・8例目・11例目・14例目・16例目

・軽症者(症状はあるが、中等症及び重症に該当しない患者)

9例目・15例目

・中等症(持続的な酸素投与又は入院治療が必要な合併症を有する患者)

7例目・12例目・13例目

・重症者(集中治療室(ICU)等の管理又は人口呼吸器管理が必要な患者)

6例目・10例目

〔2例目 50代の男性〕

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

全身倦怠感なし、息苦しさなし

〔5例目 20代の女性〕

発熱なし (4/6 午後8時00分 36.4度) (4/5 午後8時50分 36.3度)

血圧 (4/6 午後8時24分 101/70) (4/5 午後8時50分 96/64)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 半量

〔6例目 70代の男性〕

親族の意向で、公表には同意せず(4/3から)

人工呼吸器装着(3/29 午前)

〔7例目 60代の男性〕

発熱なし (4/7 午前7時20分 36.8度) (4/6 午前8時00分 36.9度)

血圧 (4/7 午前7時20分 100/68) (4/5 午後8時20分 95/70)

酸素投与あり、全身倦怠感軽度あり、息苦しさ軽度あり

食欲あり

〔8例目 40代の男性〕

※本人の意向で、公表には同意せず。

[9 例目 60代の女性]

発熱なし (4/7 午前7時15分 36.4度) (4/5 午後8時07分 36.8度)

血圧 (4/7 午前7時15分 111/73) (4/5 午後8時07分 112/70)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

[10 例目 50代の男性]

発熱あり (4/7 午前9時08分 37.5度) (4/6 午前7時05分 37.0度)

血圧 (4/7 午前10時00分 111/57) (4/6 午前9時00分 110/56)

人工呼吸器装着 (4/4 午後)

[11 例目 50代の女性]

※本人の意向で、公表には同意せず。

[12 例目 70代の女性]

発熱あり (4/7 午前6時30分 38.3度) (4/6 午前7時36分 37.3度)

血圧 (4/7 午前6時30分 132/76) (4/6 午前7時36分 128/73)

酸素投与あり、全身倦怠感なし、息苦しさあり

食欲 なし

[13 例目 70代の男性]

発熱なし (4/7 午前7時15分 37.4度) (4/5 午後8時56分 36.8度)

血圧 (4/7 午前7時15分 143/78) (4/5 午後8時56分 108/66)

酸素投与あり、全身倦怠感なし、息苦しさあり

食欲 あり

[14 例目 50代の女性]

発熱なし

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

[15 例目 80代の女性]

発熱あり (4/6 午後3時42分 38.1度) (4/6 午前7時30分 37.5度)

血圧 (4/7 午前7時37分 134/68) (4/5 午後8時08分 162/75)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 なし

[16 例目 20代の女性]

発熱なし (4/7 午前7時00分 36.4度) (4/6 午前7時35分 36.4度)

血圧 (4/7 午前7時00分 101/66) (4/6 午前7時35分 97/66)

全身倦怠感なし、息苦しさなし

食欲 あり

2 熊本県内の感染の状況について

	熊本市内	熊本市外	合計
感染者数	16	<u>4</u>	<u>20</u>

3 PCR 検査件数について

		4月6日の検査件数			検査件数(合計)		
		県分	熊本市分	県分	熊本市分		
検査件数		<u>41</u>	<u>13</u>	<u>28</u>	<u>1,461</u>	<u>454</u>	<u>1,007</u>
結果	陽性	1	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>20(1%)</u>	<u>3</u>	17
	陰性	<u>40</u>	<u>12</u>	<u>28</u>	<u>1,441(99%)</u>	<u>451</u>	<u>990</u>

※検査件数は、のべ人数になります。

※退院等基準に基づく検査分については含めず、下記に別途記載。

※熊本市から熊本県への検査依頼分は、熊本市分に含まれます。

6 例目～8 例目、13 例目関係（温泉施設関係）の検査件数

県・市	陰性	陽性	合計
4/5	17	0	17
<u>4/6</u>	<u>9</u>	0	<u>9</u>
累計 (3/26～)	<u>347</u>	4	<u>351</u>

10 例目～12 例目、14 例目関係（飲食店関係）の検査件数

県・市	陰性	陽性	合計
4/5	0	0	0
<u>4/6</u>	0	0	0
累計 (3/29～)	24	4	28

4 退院等基準に基づく検査

[2例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/13 陽性	—
2	3/23 陽性	—
3	3/26 陽性	—
4	3/30 陽性	—
5	4/2 陽性	—
6	4/4 陽性	—
7	4/5 陽性	—

[3例目 50代の男性] ※4月6日退院

	1回目	2回目
1	3/3 陽性	—
2	3/5 陽性	—
3	3/9 陽性	—
4	3/11 陽性	—
5	3/16 陽性	—
6	3/18 陽性	—
7	3/23 陽性	—
8	3/26 陰性	3/27 陽性
9	3/31 陽性	—
10	4/2 陰性	4/3 陽性
11	4/5 陰性	4/6 陰性

[5例目 20代の女性]

	1回目	2回目
1	3/26 陽性	—
2	3/30 陽性	—
3	4/2 陽性	—
4	4/4 陽性	—
5	4/6 陽性	

[8例目 40代の男性]

	1回目	2回目
1	4/ 2 陽性	—
<u>2</u>	<u>4/ 6 陽性</u>	

※昨日からの変更点には、アンダーラインを記載

【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局 感染症対策課

電話：096-364-3189

課長：伊津野（いつの）

担当：主幹兼主査・岡島（おかじま）

新型コロナウイルス等対策特別措置法関連「緊急事態宣言」

新型コロナウイルス等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときに、実施すべき期間※と区域※※を定めて、政府対策本部長(内閣総理大臣)が公示し、国会に報告する。

今般の緊急事態宣言で定められた期間と区域

※期間：令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間

※※区域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、大阪府、兵庫県、福岡県

緊急事態宣言が出された際の措置

1 感染防止に係る要請・指示

- ① 住民に対する外出自粛の要請
- ② 学校の休校の要請・指示、社会福祉施設の使用の制限の要請・指示
- ③ 催物の開催者に対する開催制限や停止の要請・指示
- ④ 多数の者が利用する施設の使用制限の要請・指示
→1000平米を超える劇場、観覧場、映画館、集会場、展示場、百貨店(生活必需品の売り場を除く)、ホテル、体育館、遊技場、博物館 等

「指示」については、要請に従わない場合に実施

2 その他感染拡大防止を図る措置

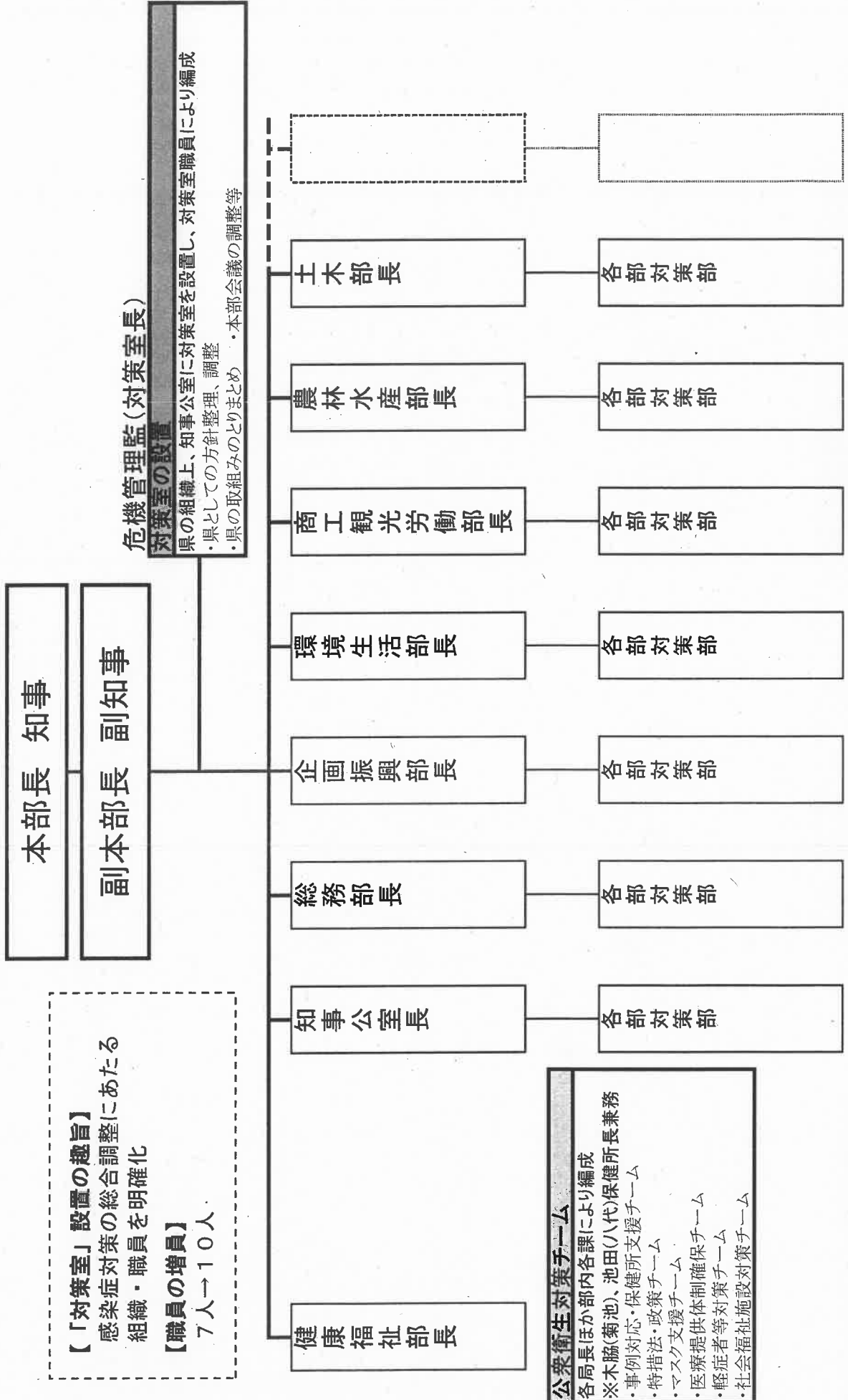
- ① 医療提供体制の確保 (臨時の医療施設設置のための土地・家屋の使用)
- ② マスク、医薬品等の売渡しの要請・収用
- ③ 住民に対する予防接種の実施 (国による財政負担)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 埋葬、火葬の特例 など

緊急事態宣言後にできることと現状の要請状況

	緊急事態宣言後にできること	現在の本県の自粛等要請区分	熊本県 実施状況
外出自粛	法的根拠を持って不要不急の外出、市街地等の人混みへの外出自粛要請	不要不急の外出：平日 不要不急の外出：休日 市街地等人混みへの外出：平日 市街地等人混みへの外出：休日 感染が拡大傾向にある地域への訪問 緊急事態宣言対象地域から本県への帰省や出張等	○ ○ ○ ○ ○ ○
学校	県所管学校の休校を決定 市町村教育委員会等に休校を要請、指示	県所管学校の休校 市町村への適切な対応の要請	○ ○
イベント・施設	イベント開催をしないよう要請、指示、公表 多数の者が利用する施設*の使用制限の要請、指示、公表	県主催行事**の延期または中止 関係団体にも同様の協力を要請	○ ○
その他	臨時の医療施設設置のための土地・家屋の使用 医薬品等の売渡の要請・収容	県立施設の休館及び利用停止等	— —

※ 1000平米以上の劇場、映画館、百貨店（ただし生活必需品等の売り場を除く）、体育館、遊技場、博物館等
 ※※ 県外から多数の参加が見込まれる大規模な県主催行事 等

感染症対策本部事務局の見直しについて (対策室の設置)



【「対策室」設置の趣旨】
感染症対策の総合調整にあたる
組織・職員を明確化
【職員の増員】
7人→10人

危機管理監 (対策室長)
対策室の設置
県の組織上、知事公室に対策室を設置し、対策室職員により編成
・県としての方針整理、調整
・県の取組みのとりまとめ
・本部会議の調整等

公衆衛生対策チーム
各局長ほか部内各課により編成
※木脇(菊池)、池田(八代)保健所長兼務
・事例対応・保健所支援チーム
・特措法・政策チーム
・マスク支援チーム
・医療提供体制確保チーム
・軽症者等対策チーム
・社会福祉施設対策チーム

熊本県新型インフルエンザ等対策本部規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成24年条例第64号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、熊本県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対策推進本部)

第2条 新型インフルエンザ等の発生前における対策を推進するため、知事を本部長とする熊本県新型インフルエンザ等対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

(対策推進本部の所掌事務)

第3条 対策推進本部は、新型インフルエンザ等の発生に備え、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 感染予防、感染拡大防止策に関する事
- (2) 社会機能の維持対策に関する事
- (3) 県民及び関係機関等に対する情報提供に関する事
- (4) 医療提供体制の確保に関する事
- (5) その他新型インフルエンザ等の発生に備え必要な事項に関する事

(副本部長)

第4条 対策本部及び対策推進本部（以下「対策本部等」という。）の副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(本部員)

第5条 対策本部等の本部員（以下「本部員」という。）は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第6条 対策本部等の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前項の会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 対策本部等に、対策本部会議等を補佐するため幹事会を置き、幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

- 2 幹事会に代表幹事を置き、健康福祉部医監をもって充てる。なお、医監が不在の場合は、健康福祉部政策審議監がその職務を代理する。
- 3 代表幹事は、対策本部等における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、幹事会の会議を招集する。
- 4 代表幹事は、前項の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(対策室)

第8条 対策本部に、新型インフルエンザ等対策の総合的な企画及び総合調整を行うため、対策室を置くことができる。

- 2 対策室に室長及び必要な職員を置く。
- 3 室長は危機管理監をもって充てる。
- 4 対策室の職員は、県の職員のうちから本部長が指名する。

(地域対策本部等)

第9条 各地域振興局に、新型インフルエンザ等の対策を推進するため新型インフルエンザ等地域対策本部（以下「地域対策本部」という。）を、新型インフルエンザ等の発生前における対策を推進するため新型インフルエンザ等地域対策推進本部（以下「地域対策推進本部」）を設置する。

- 2 地域対策本部及び地域対策推進本部（以下「地域対策本部等」という。）の長は、地域振興局長とする。
- 3 地域対策本部等の構成員は、地域振興局長が指名する者とする
- 4 地域対策本部等の事務局は、当該地域振興局に置く。

附 則

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

別表1（第5条関係：対策本部等）

知事、副知事、知事公室長、総務部長、企画振興部長、健康福祉部長、環境生活部長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木部長、国際スポーツ大会推進部長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、危機管理監
--

別表2（第7条関係：幹事会）

	幹 事
知事公室	知事公室付政策調整審議員監、広報グループ課長、危機管理防災課長
総務部	人事課長、総務厚生課長、消防保安課長
企画振興部	企画課長
健康福祉部	政策審議監、医監、健康福祉政策課長、健康危機管理課長、医療政策課長、薬務衛生課長
環境生活部	環境政策課長
商工観光労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木部	監理課長
国際スポーツ大会推進部	国際スポーツ大会推進課長
出納局	会計課長
企業局	総務経営課長
病院局	総務経営課長
教育庁	教育政策課長
警察本部	警備第二課長
議会事務局	総務課長
人事委員会事務局	総務公務員課長
監査委員事務局	監査監
労働委員会事務局	審査調整課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う熊本県の県外事務所機能の一時縮小について

- 昨日（4月7日）、政府から緊急事態宣言がなされ、指定区域となった東京都・大阪府・福岡県の各知事から住民に対して、感染防止に必要な協力の要請がありました。
- その中で、可能な限り外出自粛するように住民及び域内の事業者に対し要請がありましたので、熊本県では、東京・大阪・福岡の各事務所において、本日（4月8日）から必要最小限の職員を除き在宅勤務としました。

【各事務所の対応について（共通事項）】

職員はシフトを組むなど交代で出勤することとし、出勤しない職員は在宅勤務用パソコン等を活用し、必要に応じてメールや電話で連絡を取りながら在宅で勤務を実施します。

具体的には、それぞれの事務所で所管している物産振興や企業誘致、観光客誘致などの業務に関する調査、情報収集などを行います。

【東京事務所】

必要最小限の職員（所長又は次長1名、都道府県会館職員2名、銀座熊本館職員3名の計6名を基本）が出勤する以外は、在宅勤務をすることとしました。

【大阪事務所】

必要最小限の職員（所長又は次長1名、職員2名の計3名を基本）が出勤する以外は、在宅勤務をすることとしました。

【福岡事務所】

必要最小限の職員（所長、職員1名の計2名を基本）が出勤する以外は、在宅勤務をすることとしました。

新型コロナウイルス感染症に対応する 在宅勤務の推進について

令和2年4月8日 人事課、情報政策課

1 趣旨

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、2月28日付け人第411号の2人事課長通知により、小中学校等の臨時休校等に伴う子育てや感染が疑われる場合の自宅待機などの際に、可能な限り業務を遂行できるよう、幅広く在宅勤務を行えることとした。
- ・ 今後、県庁内における職員密度を下げ、感染拡大リスクの低減を図るとともに、職員が感染した場合の所属自体の閉鎖に対応するため、在宅勤務の必要性はますます高まっていくものと考えられる。
- ・ 以上を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応する在宅勤務をさらに推進することとする。(詳細は別途通知する)

2 取組み方針

(1)実施概要

- ・ 各所属において職員を3グループ程度に分け、1グループずつ1日単位でのローテーションにより、在宅勤務を行う。

(2)情報ツールの取扱い

- ・ 所属長の承認の下での、職場パソコンの持ち出しなどにより、在宅勤務を実施する。(インターネット等外部環境への接続は不可)
- ・ 「熊本県電子情報保全対策要項」並びに「熊本県行政文書管理規程」等のセキュリティ確保上の各規程を踏まえ、個人情報保護や電子情報保全に十分配慮した上で取り組むこと。

第 1 章 緒論

1.1 研究背景及意義

1.2 研究目的及內容

1.3 研究方法及技術路線

1.4 論文結構

1.5 結論

熊本県にお越しの皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する

熊本県・熊本市からのお願い

熊本県内では、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。

このため、4月2日に、熊本県知事と熊本市長から県民・市民の皆様
に、「これ以上の拡大を防止するため、市街地等の人混みを避けるととも
に、不要不急の外出を自粛する」ようにお願いしています。

皆様方におかれましても、本県の状況をご理解いただき、次の点にご留
意ください。

- ① 不要不急の外出は自粛を!!
- ② 体調がすぐれない方は、最寄りの保健所に相談を!!
- ③ 感染リスクを意識して行動を!!

ご自身を守るとともに、周りの大切な方々、そして社会を守るためにも、
ご協力いただきますようお願いいたします。



©2010 熊本県くまモン

■相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

設置場所	電話番号	開設時間（平日・休日）※
有明保健所	0968-72-2184	9時～19時
山鹿保健所	0968-44-4121	9時～19時
菊池保健所	0968-25-4138	9時～19時
阿蘇保健所	0967-24-9030	9時～19時
御船保健所	096-282-0016	9時～19時
宇城保健所	0964-32-1207	9時～19時
八代保健所	0965-33-3229	9時～19時
水俣保健所	0966-63-4104	9時～19時
人吉保健所	0966-22-3107	9時～19時
天草保健所	0969-23-0172	9時～19時
熊本市保健所	096-372-0705 096-364-3222	24時間対応

※時間外は、転送電話により対応します。

■県庁相談窓口（一般的な相談対応）

健康危機管理課	096-333-2256	9時～19時
---------	--------------	--------

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費 167,058億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 18,097億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕
（PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕

(2) 雇用の維持と事業の継続 106,308億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕

※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用に係るものであり、20時間以上の雇用にについては、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。

- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 **18,482億円**

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナウイルスバイブル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

(4) 強靱な経済構造の構築 **9,172億円**

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

(5) 今後への備え **15,000億円**

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

2. 国債整理基金特別会計へ繰入 **999億円**

補正予算の追加歳出計 **168,057億円**

令和2年（2020年）4月8日
健康危機管理課
医療政策課

第1回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策 専門家会議【概要】

- 1 日時：令和2年（2020年）4月3日（金）
午後4時30分～午後6時10分
- 2 場所：熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題：
 - （1）新型コロナウイルス感染症の発生状況について
 - （2）本県における今後の医療提供体制について
- 4 委員：熊本大学 原田学長 他（別添：委員名簿参照）
- 5 専門家会議の見解：

議題（1）関係

- 熊本県は感染状況が一定程度に収まっている「感染確認地域」に該当する。熊本市については「感染拡大警戒地域」には相当しないものの、感染は拡大している。
- 県・市において、この見解を踏まえ、具体的な対応をとるよう願います。

議題（2）関係

- 今後、感染が爆発的に拡大した場合への備えとして、重点医療機関の設定や、調整本部の設置を急ぐべき。

6 県の対応：

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策熊本県調整本部」の設置

- ① 発足：令和2年（2020年）4月3日
- ② 本部長：熊本大学大学院生命科学研究部
呼吸器内科学講座
さかがみたくろう
坂上拓郎 教授

構成メンバー：

呼吸器内科、救急、感染症等の専門医

- ③ 具体的な調整等の内容：
 - ・ 県内重症患者・入院患者の医療機関の受入調整
 - ・ 重症受入病院等の診療に対する相談、助言
- ④ 設置主体：熊本県
- ⑤ 設置場所：（本部）熊本県健康福祉部健康局医療政策課内
（サテライト）熊本大学病院呼吸器内科医局内

(2) 「重点医療機関」の設定

- ① 設定日：令和2年（2020年）4月8日
- ② 設定医療機関：県北、県央、県南、天草地域に各1カ所
- ③ 役割：
 - ・ 重症患者専用病床をあらかじめ確保し、重症患者の受入れを行う

(3) 軽症者等の受入れに向けた体制整備

- ・ 熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して協力依頼・情報共有
- ・ 軽症者等の宿泊療養に協力していただける、旅館・ホテルを公募（予定）

第1回 熊本県・熊本市新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議 委員名簿

(敬称略)

	区 分	所 属 団 体 名	職 氏 名
1	熊本大学	熊本大学	学長 原田 ^{ハラダ} 信志 ^{シンジ}
2	熊本大学病院	熊本大学病院	院長 谷原 ^{タニハラ} 秀信 ^{ヒデノブ}
3		熊本大学病院 呼吸器内科	教授 坂上 ^{サカガミ} 拓郎 ^{タクロウ}
4		熊本大学病院 血液・膠原病・感染症内科	教授 松岡 ^{マツオカ} 雅雄 ^{マサオ}
5		熊本市立熊本市民病院	病院事業管理者 水田 ^{ミズ タ} 博志 ^{ヒロシ}
6	感染症指定 医療機関	熊本総合病院	院長 島田 ^{シマダ} 信也 ^{シンヤ}
7		天草中央総合病院	院長 芳賀 ^{ハガ} 克夫 ^{ヨシオ}
8	関係団体	公益社団法人 熊本県医師会	会長 福田 ^{フクダ} 稠 ^{シゲル}
9		公益社団法人 熊本市医師会	会長 園田 ^{ソノダ} 寛 ^{ヒロシ}

Table 1. The number of cases of ...

Year
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020

県立学校等の臨時休業・再開について

1. 県立学校の臨時休業・再開の方針について

- 4月3日に開催された県・市合同の専門家会議で、熊本県全体は「感染確認地域が相当」であるが、熊本市は「警戒地域には相当しないものの、感染は拡大している」との見解が示された。
- そのことを踏まえ、4月6日、熊本市内の県立学校は「臨時休業」とし、熊本市以外は、分散登校、時差登校、時間短縮などの組み合わせを条件に、授業を「再開」することとし、各県立学校長に通知した。
- また、熊本市を除く市町村教育長には、学校の再開にあたっては、県立学校の取組みを踏まえ、感染拡大防止の徹底を図るなど、適切に対応するよう通知した。

2. 県立学校の状況について

【熊本市内】

- 高校11校、特別支援学校5校は、4月19日まで臨時休校。
始業式及び入学式について、4月8日に規模縮小など「3密」を避ける取組みを行った上で実施。

【熊本市外】

- 高校39校、中学校3校が再開。
始業式及び入学式について、4月8日に規模縮小など「3密」を避ける取組みを行った上で実施。
- 特別支援学校13校のうち、11校及び芦北支援学校佐敷分教室は再開。
黒石原支援学校は5月6日まで、芦北支援学校本校は4月19日まで、臨時休業。※医療的ケアを要する子供が在籍しているなどのため

3. 市町村における再開状況について

- 熊本市を除く全ての市町村において、学校が再開予定。
 - 1 始業式について
小学校、中学校及び義務教育学校全て4月8日に実施
 - 2 入学式について
小学校：4月8日又は4月9日に実施（予定）
中学校：同 上
義務教育学校：4月9日に実施予定

昌碩

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

丁巳仲夏 吳昌碩畫

私立中学高等学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業状況

学校名			臨時休業		備考
			実施の有無	終了日	
中学校	熊本市	1 尚綱中学校	○	5/6	
		2 熊本信愛女学院中学校	○	4/19	
		3 真和中学校	○	5/6	
		4 九州学院中学校	○	4/20	
		5 ルーテル学院中学校	○	4/19	
		6 熊本マリスト学園中学校	○	5/6	
		7 文徳中学校	○	4/19	
		8 熊本学園大学附属中学校	○	5/6	
高等学校	熊本市	1 尚綱高等学校	○	5/6	
		2 熊本信愛女学院高等学校	○	4/19	
		3 熊本中央高等学校	○	5/6	
		4 開新高等学校	○	4/19	
		5 鎮西高等学校	○	5/6	
		6 真和高等学校	○	5/6	
		7 九州学院高等学校	○	4/20	
		8 慶誠高等学校	○	4/19	
		9 ルーテル学院高等学校	○	4/19	
		10 熊本国府高等学校	○	5/6	
		11 熊本学園大学附属高等学校	○	5/6	
		12 熊本マリスト学園高等学校	○	5/6	
		13 東海大学附属熊本星翔高等学校	○	5/10	
		14 文徳高等学校	○	4/19	
	熊本市外	15 八代白百合高等学校	×	—	短縮授業(午前中のみ)
		16 秀岳館高等学校	○	当面の間	
		17 有明高等学校	○	4/19	
		18 玉名女子高等学校	○	4/19	
		19 菊池女子高等学校	×	—	分散登校、短縮授業
		20 専修大学玉名高等学校	○	5/6	
		21 城北高等学校	○	5/6	
		22 勇志国際高等学校	○	5/6	
		23 くまもと清陵高等学校	○	5/6	

令和2年4月8日
熊本県総務部

新型コロナウイルス感染症に対する県内市町村の取組みに係る
情報共有及び取組み拡大の推進について

- 県内市町村においても、相談窓口の開設や、マスクの調達、パンフレット等による住民への周知等、様々な取組みを行っているところ。
取組みのうち、住民又は事業者等に対する主な支援は以下のとおり。
(令和2年4月3日現在)。

市町村名	取組み概要
熊本市、八代市 人吉市、水俣市、 玉名市、山鹿市、 菊池市、阿蘇市、 大津町、南阿蘇村、 芦北町、あさぎり町 (12市町村)	県の「金融円滑化特別資金」借入に係る利子補給
人吉市	売上減少事業者への雇用支援
熊本市、八代市、 益城町	市町村税（固定資産税等）の納期限の延長 ※住民税の申告期限の延長 27市町村(その他の市町村は既に申告受付が終了、又は随時申告受付により対応)
熊本市	学校給食休止による食品納入業者や生産者への支援・食品ロスへの対応
高森町	小中学校の遠隔授業に必要な家庭Wi-Fi環境整備

※市町村課調査による。

県としては、引き続き県内市町村の取組みや対応を把握したうえで、市町村間の情報共有を図り、取組みの拡大を促していく。その他、国及び県の取組みや通知等についても情報共有を図っていく。

※情報把握及び情報提供は随時実施

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

【分類】

1. 予防
2. 休校関連
3. 企業支援
4. 利子補給
5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
2 八代市	中小企業資金繰り支援	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者のうち、下記の条件を満たす者。 (1)八代市内に1年以上居住していること (2)同一事業を1年以上継続して営んでいること (3)市税を完納していること (4)信用保証協会の保証対象業種であること 	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。</p> <p>(利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額</p>
2 八代市	備蓄マスクの配付	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催、共催行事参加者 ・医療機関(熊本総合病院、熊本労災病院) ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、障がい児タイムケア事業所 	<p>やむを得ず開催する市主催・共催行事への参加者、感染症患者受入医療機関である熊本総合病院と熊本労災病院及び臨時休校に伴う児童生徒受入先である放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・障がい児タイムケア事業所に対する市備蓄マスクの配付。</p>
3 人吉市	人吉市新型コロナウイルス感染症対策資金 利子補給補助金	4	<p>国・県が新型コロナウイルス感染症対策として制定した融資制度により融資を受けた事業者</p>	<p>国・県の融資制度により融資を受けた事業者に対し、独自に利子補給を行うもの。</p> <p>令和2年度予算額:300万円、補助期間:3年(36か月)、補助率:10/10、補助対象融資額の上限:2,000万円、補助額上限:40万円/年、申請期間:6月～</p>
3 人吉市	人吉市新型コロナウイルス感染症対策雇用 支援補助金	3	<p>国が定めた「危機関連保証」が定める売上率減少率の要件を満たす事業者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した事業者に対し、雇用支援の観点から当該事業所の雇用数に応じた補助金を交付するもの。</p> <p>令和2年度予算額:1,300万円、補助額算出方法:雇用人数×単価(2万円程度予定)、補助額上限:20万円程度予定、申請期間:4月3日～6月1日</p>
5 水俣市	金融円滑化特別資金融 資利子補給金	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し市内で事業を営んでいる者 	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。</p> <p>(利子上限)2.3% (補給対象借入額・補給率)3年分において全額</p>

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

【分類】

1. 予防
2. 休校関連
3. 企業支援
4. 利子補給
5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
追加 6 玉名市	備蓄マスク配布事業	1	医療機関等	医師会・歯科医師会・薬剤師会へ1万枚提供
追加 6 玉名市	備蓄マスク・消毒薬配布事業	1	小学校・学童保育・保育園	小学校へマスク(3000枚)、学童保育へマスク(3600枚)及び消毒薬を提供、保育所へマスク(1400枚)及び消毒薬を提供
追加 6 玉名市	消毒薬の配布事業	1	市民	本庁(11カ所)、3支所に手指用消毒液設置 市の公共施設、新玉名駅、JR在来線3駅に手指消毒液設置
追加 6 玉名市	ポスター配布の依頼	1	旅館業者	新型コロナウイルス感染症対策のポスター(日本語・英語・中国語20部)旅館業者へ配布
追加 6 玉名市	市民への情報提供	1	市民	防災無線、市安心メールにて感染症対策について周知。市ホームページにて随時情報発信。広報3月号にて全世帯に啓発折り込みチラシ配布。4月号広報掲載予定。
追加 6 玉名市	連絡会議	1	全部課長	玉名市新型コロナウイルス感染症連絡会議(情報の共有)開催
追加 6 玉名市	議会説明	1	市議会議員	玉名市議会全員協議会説明(情報の共有)
追加 6 玉名市	対策本部設置	1	3役及び全部局長	玉名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議第1～9回
追加 6 玉名市	介護予防体操チラシの配布	1	市内全世帯(約26,000件)	介護予防活動を休止しているため、介護予防や健康づくりのために作成した「キラリかがやけ玉名体操」(通称:キラたま体操)の短縮版をチラシにして全世帯に配布する。

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
 1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
追加 6 玉名市	介護予防体操の放映	1	ひまわりテレビ(ケーブルテレビ)視聴者	介護予防や健康づくりのために作成した「キラリかがやけ玉名体操」(通称:キラたま体操)の短縮版(30'版)を、ひまわりテレビ(ケーブルテレビ)で全8回放映し、介護予防及び運動不足の解消を呼びかける。
追加 6 玉名市	備蓄マスク配布事業	1	医療機関等	医師会・歯科医師会・薬剤師会へ1万枚提供
追加 6 玉名市	備蓄マスク・消毒薬配布事業	1	小学校、保育所、認定子ども園、放課後児童クラブ	小学校へマスク(3000枚)、保育所・認定子ども園へマスク(1380枚)、放課後児童クラブへマスク(3910枚)及び消毒薬を配布。
追加 6 玉名市	消毒薬の配布事業	1	市民	本庁(11カ所)、3支所に手指用消毒液設置 市の公共施設、新玉名駅、JR在来線3駅に手指消毒液設置
追加 6 玉名市	ポスター配布の依頼	1	旅館業者	新型コロナウイルス感染症対策のポスター(日本語・英語・中国語20部)旅館業者へ配布
追加 6 玉名市	市民への情報提供	1	市民	防災無線、市安心メールにて感染症対策について周知。市ホームページにて随時情報発信。広報3月号にて全世帯に啓発折り込みチラシ配布。4月号広報掲載予定。
追加 6 玉名市	連絡会議	1	全部課長	玉名市新型コロナウイルス感染症連絡会議(情報の共有)開催
追加 6 玉名市	議会説明	1	市議会議員	玉名市議会全員協議会説明(情報の共有)
追加 6 玉名市	対策本部設置	1	三役及び全部局長	玉名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議第1～10回

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
追加 6 玉名市	県の「金融円滑化特別資金」借入に係る利子補給	4	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し玉名市内で事業を営んでいる者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に借入から3年間以内の利子補給を行うもの。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額
7 山鹿市	利子補給制度	4	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し市内で事業を営んでいる者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (補給率)全額
追加 8 菊池市	農産物緊急支援事業	5	花き農家・小学校卒業生	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント自粛等により多大な影響を受けている花き農家支援のため、また、同様に臨時休校を余儀なくされている中、卒業する児童たちの門出を祝うため、小学校の卒業生の全員に花束を贈るもの。
追加 8 菊池市	中小企業者向け利子補給事業	4	菊池市内の事業者等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対する融資等について、3年間利子の全額を補給する。
追加 8 菊池市	農林漁業制度資金利子補給事業	4	菊池市内の農林漁業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対して、県が実施する金融支援制度について、5年間の利子及び保証料の全額を負担するもの。
8 菊池市	備蓄マスクの活用	1	・市内医療機関 ・市内保育所、放課後児童クラブ ・市内高齢者介護施設 ・市内障がい者施設	市内保育所、放課後児童クラブ、放課後デイサービス事業者については、既に8,000枚を配布済み。 今後、市内の医療機関等に対して、本市が備蓄しているマスク38,000枚を配布する。
8 菊池市	相談窓口の設置	5	・市内居住者	新型コロナウイルス感染症についての相談等

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

【分類】

1. 予防
2. 休校関連
3. 企業支援
4. 利子補給
5. その他

R2.4.3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
8 菊池市	市民への情報提供	1	・市内居住者	防災行政無線や防災行政ナビを通して、新型コロナウイルス感染症についての情報提供を実施。
10 上天草市	地域活動保育事業	2	児童の預かり時間を延長して対応する私立保育園	市内小学校の臨時休業に伴い、家庭での対応が難しい児童について預かり時間を延長して実施することとなったことから、不足する費用を計上するもの。
11 宇城市	相談窓口の設置	5	市内在住者	新型コロナウイルス感染症についての相談及び、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」への相談案内（開設時間：土日祝 午前8時30分～午後5時15分） ※宇城保健所管内での感染例が確認された段階で24時間体制に移行予定
11 宇城市	市民向け感染予防ハンドブックの配布	1	市内全世帯	「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック[第1.1版]」（東北医科薬科大学医学部感染制御部・仙台東部地区感染対策チーム作成）を印刷製本（A5版）し、R2.3.13市内全世帯に配布。約23,500部。
11 宇城市	宇城市新型コロナウイルス感染症対策関連情報広報紙（号外）発行	1	市内全世帯	相談窓口や中止イベント、休校・休館情報など市の新型コロナウイルス感染症対策関連情報をまとめた情報を印刷（A4両面）し、R2.3.13市内全世帯に配布。約23,500部。
12 阿蘇市	相談窓口の充実	5	・阿蘇市民	「帰国者・接触者相談センター」（阿蘇保健所）にIP電話（無料通話）を設置 ・さらに電話相談しやすい体制を整備。 ※平日のみ（8時30分～17時15分）
12 阿蘇市	備蓄マスクの配布	1	阿蘇市内 医療機関・介護施設・高齢者関連施設 保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ等福祉関連施設 ※約120施設	感染者の集団発生のリスクがあり、閉鎖により市民生活が著しく損なわれる場所で働く職員に阿蘇市が防災対策等のため備蓄していたマスクを配布 ※約80,000枚

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
追加 12 阿蘇市	中小企業資金繰り支援	4	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し阿蘇市内で事業を営んでいる者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの (利子上限)2.3% (補給対象借入額)8,000万円 (補給率)全額(3年間)
追加 12 阿蘇市	放課後児童クラブ利用者支援事業	2	放課後児童クラブ利用児童の保護者	・18時から19時までの利用に係る延長料金の全額補助 ・利用料の補助
16 玉東町	備蓄マスク及び消毒薬の配布	1	保育園・小中学校・高齢者施設・医療機関・放課後児童クラブ・民生委員	各施設の備蓄状況を把握し、新型インフルエンザ対策として備蓄していた手指用消毒剤や医療用消毒エタノールを配布。マスクについては約1～2週間分を目安に配布。
19 和水町	窓口のアクリル板設置	1	住民・職員	飛沫感染予防のため、役場窓口へのアクリル板の設置。
19 和水町	町内関係施設への手指消毒薬・ハンドソープ・マスクの配布	1	学童・町所有の施設	学童や、町所有の施設に関する感染予防対策に必要な物品(手指消毒薬・ハンドソープ・マスク等)の配布
19 和水町	職員のマスク徹底	1	和水町職員	職員のマスクの徹底依頼。各課にマスクを配布し、持っていない職員については、課のマスクの利用を促す。
19 和水町	医療機関・介護施設等へのマスク配布	1	和水町内医療機関及び介護施設並びに障がい福祉施設等	和水町内の医療機関や介護施設等へ、マスク(N95)の配布を予定している。
20 大津町	マスクの配布	1	障害福祉施設等	障害施設等 14法人に マスクと手指消毒材の配布を行う。(職員300人分)

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
20 大津町	マスク等の配布	1	高齢者福祉施設の施設職員(介護職員、事務職員、清掃員等の全職種)	町が備蓄していたマスクと除菌シートを町内の高齢者福祉施設を運営する25法人に従業員数に応じて配布した。
20 大津町	マスク等の配布	1	高齢者福祉施設の施設職員(介護職員、事務職員、清掃員等の全職種)	町が新たに購入するマスクとアルコール消毒液を町内の高齢者福祉施設を運営する25法人に従業員数に応じて配布する。
20 大津町	介護予防チラシの配布	1	町内全世帯(約14,000件)	町内全体に、介護予防に関する啓発チラシ、感染症予防の啓発チラシを各戸配布した。
20 大津町	通所型サービス事業(総合事業通所Aサービス)	1	総合事業対象者	事業休止に伴い、本来通所によるサービスを高齢者の不活性化予防や安否確認を行うため、電話や適宜訪問等の事業内容に切替え、対応。 本来の委託料1人当たり3,000円を、1人当たり1,800円へ変更し実施中。(地域支援事業交付金対象予定)
20 大津町	一般介護予防事業契約変更及び対象者把握	1	一般介護予防事業(地域ミニデイ、通いの場等)対象者	一般介護予防事業(地域ミニデイ、通いの場等)対象者へ、委託内容変更を行い、受託事業所からの電話及び訪問による安否確認と介護予防啓発を行う。
20 大津町	一般介護予防事業対象者への啓発	1	町内の高齢者及び一般介護予防事業対象者	各一般介護予防事業対象者(運動教室等)へ、いきいき百歳体操・介護予防、感染症予防のパンフを個別に送付。
20 大津町	介護予防に関する広報掲載	1	町内全世帯(約14,000件)	町広報に介護予防体操(いきいき百歳体操)や感染症予防の啓発記事を掲載し、各戸配布予定。
20 大津町	住民へのマスク配布	1	障害者手帳(内部機能障害)1~3級所持者、要介護認定(総合事業対象者~要介護5)を受けている在宅高齢者、妊婦など感染した場合重症化しやすい人を対象	町の備蓄マスク(繰り返し使用可能なマスク)を対象者一人につき6枚郵送。
20 大津町	中小企業資金繰り支援	4	・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者	県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。 (利子上限)2.3% (補給対象借入額)1,000万円 (補給率)全額

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
追加 23 小国町	生活指導・学習支援	2	・町内居住者(小中学生向け)	臨時休校中の支援として、ケーブルテレビ「おぐにチャンネル」を活用。小学校では、教職員等が生活指導や学習支援などの番組を企画収録した。中学校では、教職員が数学指導の番組を企画収録した。3月31日まで毎日3回定時に放送を行うもの。
追加 23 小国町	学習支援	2	・町内居住者(小中学生向け)	臨時休校中の学習支援として、ケーブルテレビ「おぐにチャンネル」を活用。熊本県教育委員会が制作した道徳教育用郷土資料「熊本の心」を株式会社熊本放送の許諾を得て、4月7日まで毎日1回定時に放送を行うもの。
追加 25 高森町	Wi-Fi環境整備	2	学校休校中(小学校4～6年、中学校)における家庭への支援	新型コロナウイルス対策として学校の休校期間中に遠隔授業補助の実施に必要な家庭Wi-Fi環境の整備を実施。
追加 25 高森町	啓発チラシ配布	1	啓発チラシの配布	新型コロナウイルス対策として各戸世帯へ啓発チラシを作成し配布する。
追加 27 南阿蘇村	中小企業利子補給	4	村内の中小企業の事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業へ事業資金の借り入れに際し独自で利子補給を行うもの。
追加 34 芦北町	芦北町災害時等特別資金利子補給補助金	4	熊本県金融円滑化特別資金の融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する人 (1)町内に1年以上居住または事業所を有していること (2)同一事業を1年以上継続して営んでいること (3)町税等の滞納がないこと (4)信用保証協会の保証対象業種であること	熊本県金融円滑化特別資金を借り入れた者が支払う利子に対し、5年間全額補助

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】
1. 予防
 2. 休校関連
 3. 企業支援
 4. 利子補給
 5. その他

R2. 4. 3現在

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
34 追加	芦北町 芦北町災害時等雇用調整補助金	4	厚生労働省の雇用調整助成金の助成を受けた者のうち、次のいずれにも該当する人 (1) 町内に事業所を有する雇用保険適用事業所の事業主であること (2) 町税等の滞納がないこと	雇用調整助成金の助成を受けた際に、休業手当の事業主負担1/3のうち2/3を補助
36	錦町 備蓄マスクの配布	1	町内保育園・こども園の保育士対象	町内こども園・保育園の保育士を対象に各園100枚ずつ計750枚を配布済み(3/16現在)
36	錦町 アルコール消毒薬の配布	1	町内保育園・こども園、介護施設等	町内こども園・保育園、介護施設にアルコール消毒薬を配布
39	水上村 放課後子ども教室開設	2	小学校1～3年生対象(4～6年生も拒まない)	共稼ぎ等で、日中子どもの面倒が見れない方に対し、岩野公民館(教育委員会)において市町村雇いの支援員、またサポーターで対応している
39	水上村 小中学校家庭訪問	2	村内小中学校児童生徒	休校に伴い、教師による個別家庭訪問を実施して、子ども達の状況を観察している
41	五木村 休校等に伴う学童保育延長及び無料化	2	小学校の臨時休校に伴い、自宅等で子供の世話が難しい者	・無料(通常は月額1万円) ・小学校の春休み終了まで
44 追加	あさぎり町 制度資金利子補給補助	4	・「新型コロナウイルス感染症対策分」の融資を受けた者 ・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し町内で事業(農林業も含む)を営んでいる者	利子補給額上限あり(金額検討中)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う介護予防の推進について

- 感染拡大防止対策の長期化により、日常の活動が制限されることで、高齢者の「生活不活発病※」の増加が危惧される。
- 感染症の高リスク者である高齢者については、感染拡大防止を最優先に図りつつ、身体機能の維持のため、介護予防の取組を推進することが重要。
- 改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、県内でも高齢者の一層の活動低下が想定されるため、県では市町村と連携し、自宅等で出来る運動や対策に関する情報の普及・啓発を始めとした介護予防の取組強化を図る。

(主な取組 (予定))

- ・新聞広告による情報発信 (4/8)
- ・自宅でできる運動等の対策をまとめた啓発パンフレットを市町村広報等を活用し高齢者世帯等に配布 (4月末～・パンフレットデータも提供)
- ・県広報媒体 (ラジオ、SNS) による (3月末～随時)
- ・県内テレビ局番組等を活用した情報発信

【参考 1】

※生活不活発病とは

「動かない」(生活が不活発な)状態が続くことにより、心身の機能が低下して「動けなくなる」こと。

【参考 2】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(R2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

- ・「外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。」

広告

動かないことで進むフレイル(虚弱)!! 「生活不活発」に気を付けよう!

高齢者の場合、体を動かす機会が少なくなると、体や頭の動きが低下し、歩くことや身の回りのことなど、日常生活動作が行いにくくなったり、疲れやすくなったりする。「フレイル(虚弱)」が進んでいきます。下記の子エックリストで、自分の日常生活を振り返ってみましょう。

日常生活で大切なことをチェック!

- 運動**
- 烟仕事や庭いじり、片付けなどで積極的に身体を動かしましょう
 - 自宅でできる体操を行いましょ
 - (右のイラスト参照)
 - 天気の良い日は人混みを避けて、散歩をしましょう
- 食事・睡眠**
- バランスのよい食事を三食欠かさず食べましょう
 - 十分な睡眠を取り、規則正しい生活を心掛けましょう

お口の健康

- 毎食後と寝る前に歯を磨き、お口の清潔を保ちましょう
- しつかり噛んで食べ、たくさん話し、お口周りの筋肉を保ちましょう

交流・支え合い

- 電話などで家族や友人とのおしゃべりを楽しみましょう
- 心配ごとや困りごとは、抱え込まずに身近な人に相談しましょう

心身の健康を維持するために行いたいこと

自宅でやってみよう

筋力運動① 「椅子からの立ち上がり運動」 目標10回!

効果 太ももの前、お尻の後ろ、ふくらはぎの筋肉を鍛え、椅子からの立ち上がりが楽になり、転びにくくなります。

(座って行う場合)

①両足を肩幅程度に開き、胸の前で手を交差させます
ゆっくり立ちます

②体を前に傾しながらゆっくり立ちます

③同様に体を前に傾しながらゆっくり戻ります

足を踏ん張り上半身をゆっくり前に倒し、同様にゆっくり戻します

筋力運動② 「膝を伸ばす運動」 目標10回!

効果 太ももの前の筋肉を鍛え、しっかりと歩けるようになります。

①片足をゆっくり上げます

②膝が伸びたら、つま先を事前に向けて手前に

③つま先を元に戻し、ゆっくり下ろします

④つま先を元に戻し、ゆっくり下ろします

POINT
座ったまま、動かす方の足の太ももの内側に手を置き、筋肉の動きを邪魔しながら行うとより効果的です。

この他にもさまざまな運動を紹介する「いきいき百歳体操」も同チャンネルをYoutubeで公開しています。下記のQRコードからアクセスしてみてください。

※階段、おもりを使用している方は、おもりをつけて体操してください。

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 ☎096(333)2218